

市内初の急傾斜地崩壊対策事業実現に向けた 高砂市の取り組み

矢本 良¹・村田 良樹²

¹高砂市 政策部 公共施設マネジメント室 (〒676-8501兵庫県高砂市千鳥1丁目1-1)

²高砂市 都市創造部 都市住宅室 都市政策課 (〒676-8501兵庫県高砂市千鳥1丁目1-1)

市内初となる急傾斜地崩壊対策事業による抜本的な対策を早期に実現するための取り組みを述べる。まずは、早い段階から地元住民に対して協力要請を行い、地元主体で地権者の同意を短期間で得た。また、本来は地権者自らが対策を実施すべきとの法の趣旨を鑑み、分担金徴収条例を制定した。条例制定にあたっては、受益者の定義、分担金の率を慎重に検討するとともに、受益者の負担軽減や公平性確保のため、県内初となる減額措置の規定も設けた。積極的な地元協力や条例制定により、短期間で事業実施環境を整えた。

キーワード 急傾斜地崩壊対策事業、地元協力、分担金徴収条例

1. はじめに

高砂市北浜町北脇地区(図-1)の斜面における市内初となる急傾斜地崩壊対策事業(以下「急傾斜事業」という。)実現に向けた高砂市の取り組みについて述べる。

当該地区の斜面は傾斜30度以上の長大斜面となっており、土砂災害特別警戒区域にも指定されている。また、この斜面のすぐ下では、土砂災害特別警戒区域への指定前の大規模開発によって多くの人家等が連たんし、斜面崩壊が発生した場合、大きな被害が生じる危険性があった。

この斜面に関しては、以前から地元の自治会からの要望があり、2019(令和元)年度には兵庫県が里山防災林整備事業を行ったが、2023(令和5)年には豪雨により斜面崩壊が発生した(図-2)。この際にも応急対策を実施したが、擁壁を設置する等抜本的な対策を行ってほし



図-1 対象箇所位置図

いと自治会からの要望があった。高砂市としても早急な抜本対策が必要であると考え、市内では初となる急傾斜事業による急傾斜地崩壊防止工事の実現を目指し、事業実施に向けた環境を整えることとした。

2. 急傾斜事業の概要と特徴

(1) 事業の概要

急傾斜事業とは、降雨や地震などによって発生するがけ崩れに対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、その急傾斜地に近接した住民の生命を守るため、崩壊対策工事を実施する事業である。

(2) 事業の特徴

斜面の崩壊対策工事は、本来、その土地所有者や崩壊



図-2 崩壊した斜面の写真

により被害を受けるおそれのある者などが、個人の責任において工事を行うべきであるが、当事業では、土地所有者等が工事を行うことが、技術的または予算的に困難又は不適当な場合に、県が代わりに工事を行う。

工事を行うにあたっては、対象区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されていることが条件であり、指定されていない場合は新たに指定を行う必要がある。

また、本来は土地所有者等が実施すべき事業であるため、一般的な公共事業とは異なり、県は用地買収を行わずに無償で使用する契約を締結したうえで工事を行う。

3. 事業実現に向けた課題

この北脇地区での事業実施にあたり、大きく3つの課題があった。

まず、この事業が高砂市では初となるため、事業の進め方のノウハウがない中、早急に事業を実現する必要があること。次に、多くの人家が連たんしている地区での事業となるため、工事の影響を受ける地権者が多い中、事業の同意等をスムーズに取得する必要があること。また、事業費の一部をどの程度地元負担させるか等を考える必要があることである。

これらの課題を解決するため、市として取り組んだことを次章以降で述べる。

4. 事業実現への準備

(1) 事業化までのスケジュール

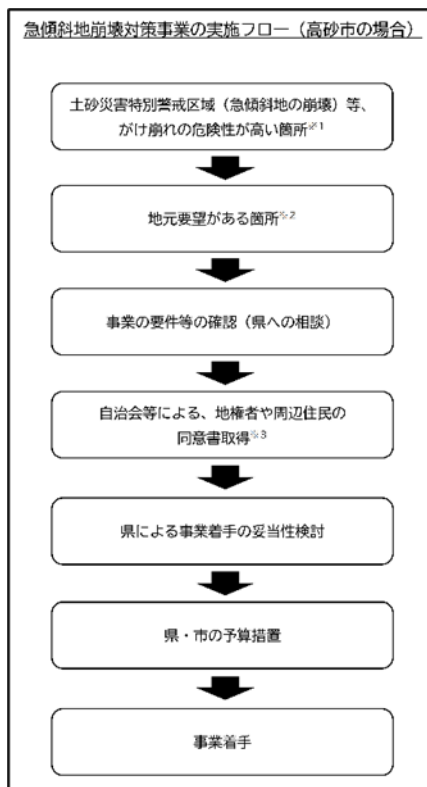


図-3 事業の実施フロー

ノウハウがない中で事業実現を目指すということから、はじめにこの事業を進めるのに必要なことを把握するため、事業フローを作成し、事業化までのスケジュールを簡潔に整理した。（図-3）

(2) 事業箇所の優先度の整理

次に、多くの箇所の中で、なぜ北脇地区で事業の実現を目指すのかを整理する必要がある。そこで、高砂市独自の手法として、高砂市内における土砂災害特別警戒区域における、過去の斜面崩壊や落石等の有無、同区域が崩壊した際の被害が想定される家屋等の数を整理した。これらのデータをもとに、順位付けして優先度を整理すると、当該北脇地区が市内で一番優先度が高いことが分かった（表-1）。今後、地元から要望があった場合、この優先度をもとに事業の実施を検討することになる。

(3) 地元自治会への説明

そして、自治会への説明会等を開催し、県と連携しながら事業を行うにあたっての必要事項等を丁寧に説明した。

まず、事業を行うにあたり、対象区域の急傾斜地崩壊危険区域への指定が必要である。この区域に指定する範囲ならびにその被害想定区域の範囲（図-4）、また工事

表-1 市内土砂災害特別警戒区域の事業優先度（1～10位）

順位	箇所	過去の斜面崩壊や落石等	レッド崩壊時に被害が想定される家屋数（R区域内）
1	北浜町北脇	あり	14
2	阿弥陀町魚橋	あり	13
3	中筋5丁目	あり	13
4	米田町塩市	あり	2
5	曾根	あり	2
6	北浜町北脇	あり	1
7	北浜町西浜	なし	13
8	北浜町牛谷	なし	13
9	北浜町牛谷	なし	12
10	竜山2丁目	なし	11

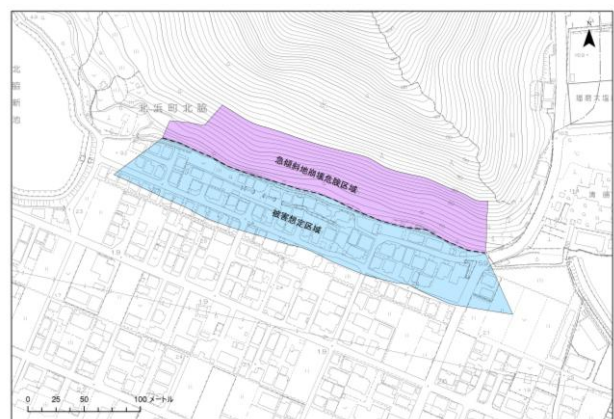


図-4 急傾斜地崩壊危険区域および被害想定区域の範囲

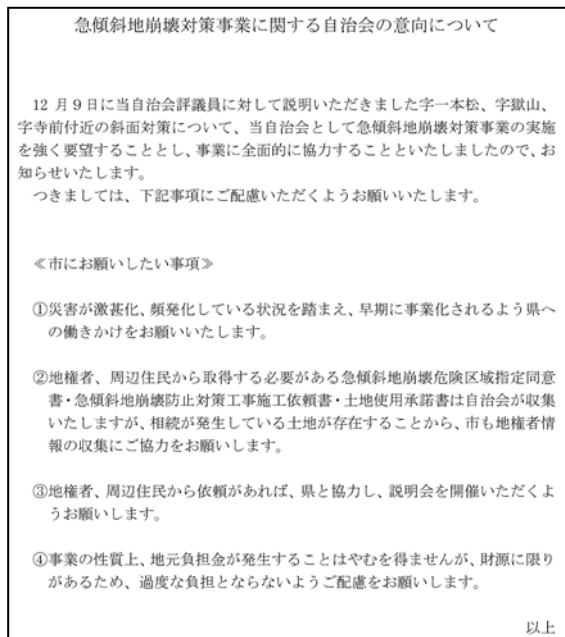


図-5 自治会からの承諾書

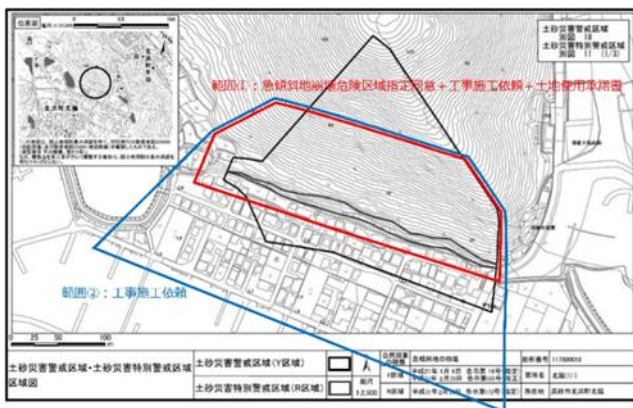


図-6 事業を行うにあたり影響を受ける範囲

を行う上で影響があると想定される範囲の地権者からの同意が必要となる。

説明を行った内容としては、この同意に関して、事業で影響を受ける地権者の全員から取得することが必須であり、その同意を取得するために、地元で努力すること、そして、工事を行う際に、県が無償で土地を借地し使用すること、また、その他できることも含めて地元積極的に協力してもらう必要がある旨を伝えた。さらに、これらの内容について自治会の中でも議論をしてもらい承諾を取り、市に文書の提出をしてもらった(図-5)。

地元からは、早期に事業を実現してほしいこと、同意取得の際の地権者情報の収集は自治会だけでは限界があるため、市でも協力してほしいこと、必要に応じて説明会等を適宜開催してほしいこと、また、事業費の一部として支払う額は、できるだけ地元の負担になりすぎないようにしてほしいとの要望があった。

このように、先に事業実施にあたって必要となる事項

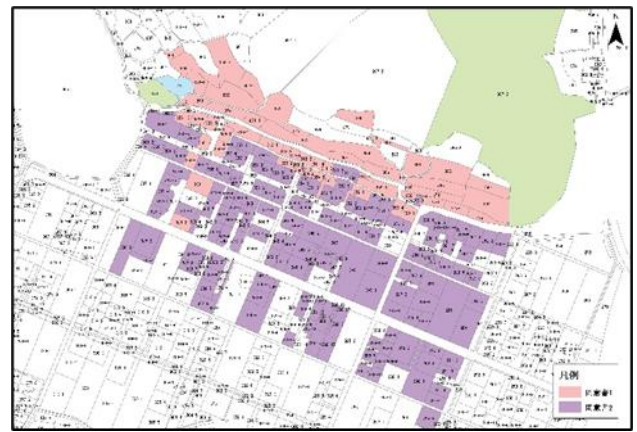


図-7 同意書取得状況の確認図面

を説明し、地元の下承を得ておくことで、手戻りがなく事業着手までスムーズに進めることができた。

5. 地権者への同意取得

自治会からの下承が得られたので、実際に地権者への同意書の取得を進めた。

まずは、県や自治会とも調整のうえ、事業の影響範囲を整理した(図-6)。急傾斜地崩壊危険区域及び被害想定区域に指定する範囲は、同意取得が必須となるが、事業が始まったのちに範囲外から反対意見が出るなどして、工事が滞ること等がないよう、同意取得の範囲は余裕を持って広めに設定した。

元々多くの人家が連たんしている上、広範囲に設定した影響で、今回の区域では、対象件数が約300件と多くなった。そのため、効率よく同意取得を進めていく必要があった。

同意取得に向け、それぞれの地権者情報のリスト化を市で行い、リスト化した地権者に対して同意を取る作業は、地元の状況をよく把握している自治会で行った。市で同意を得られた範囲を図面に着色し(図-7)、週に1回程度、市と自治会で状況の確認を行った。このように、市と自治会で役割分担し、情報共有を密に行うことで効率化を図り、約半年で同意取得を完了させることができた。

6. 分担金徴収条例の制定

(1) 条例制定の目的

地方財政法第27条第1項の規定に基づき、この事業に要する経費の一部が市が負担することとなっており、その額は本事業では総事業費の10分の1である。また、地方自治法第224条では、その市が負担する経費(以下「受益者負担金」という。)の更に一部を、特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から、分担金として徴収することができることとされている。

急傾斜事業は、本来事業を実施すべき者に代わり県が事業を実施するというものであることから、この事業の受益者に対しては、受益者負担金の一部を分担金として徴収するべきであると考え、高砂市ではこの分担金を徴収することとした。分担金を徴収するには、そのための条例を制定する必要があるため、高砂市分担金徴収条例を、2024（令和6）年9月30日に制定した。

(2) 高砂市分担金徴収条例の特徴

a) 受益者の定義

条例のポイントとしては、まず、受益者の定義を個人ではなく団体等とした点である。ここでいう団体等とは、地元の自治会等を想定している。自治会がない場合は、土地所有者等によって構成される任意の団体とする。

受益がある各個人から市が分担金を徴収するとなると、各個人の収入等も様々であることから、個人によって分担金の額に対する負担度合いも変わり、また徴収できない受益者が発生した場合の対応も、市にとっては相当な負担となる。さらに、地権者の調査や徴収手続をはじめ、行政の事務負担も大きくなることが予想されるからである。

なお、当該団体自身が分担金を支払うのか、受益がある各個人から団体が徴収したうえで支払うのかは、各団体に判断してもらう。

b) 分担金の負担額

続いて、分担金の負担額の割合についてである。分担金を徴収している兵庫県内の他市条例などをみると、負担額は様々であったが、受益者負担金の100分の10としている市町が約半数と多かった。

また、当該地区での総事業費が数億円程度であり、今回の受益者の規模を踏まえると、現実的に負担可能な額は数百万円程度（1戸あたり数十万円程度）であると考えられる。この比率は、今後他の地区で事業を行う場合においても、受益者が負担可能な範囲に収まると考えられることから、高砂市では、分担金の額は総事業費の100分の1（受益者負担が100分の10の場合）となるように、受益者負担金の100分の10を分担金として徴収することとした。

c) 分担金の減額措置

加えて、危険区域等の範囲内に公用地及び公共用地が存在する場合は、分担金を減額する規定を設けた。これは兵庫県内では初である。公用地等を含む箇所と含まない箇所で、分担金の負担率が同じであれば、分担金を支払う受益者間で不公平が生じることとなる。公平性を確保するためにも、事業区域等の面積に占める公用地等の面積割合で、分担金を減額することとした。今回の対象区域の中でも、市道・里道・水路が通っており（図-8）

（図-9）、この部分は減額の対象としている。これにより、地元での負担額を少しでも少なくすることができた。

また、その他にも、事業が複数年度にわたるため、分



図-8 斜面上の公有地の状況



図-9 斜面上の公有地の状況写真

担金を年度ごとに徴収することや、受益者が災害により甚大な被害を受けた場合は、分担金を減額又は免除することなどを条例に定めた。

7. さいごに

これまで述べたとおり、高砂市では、市内初の急傾斜事業の実現に向け、短期間かつ効率的に、事業実施に向けた環境を整えた。今後も事業の早期完成に向け、県や地元と連携しながら、安全かつ円滑に工事が進捗するように、市としても取り組んでいきたい。また、分担金徴収条例の制定をはじめ、事業実施のルールやノウハウが整ったことにより、市内の他の必要な箇所において事業展開を行っていくことが可能となった。今回の取り組みを踏まえ、市民の安全・安心の確保に向けて事業を進めていきたい。

論文執筆者の部署異動に関して：執筆者の矢本が今年度の4月に異動となったが、当事業の所管は、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課である。